

設 計 図 書

(起工)

工事 (業務)
番 号

7壱上水第133号

工事 (業務)
名

令和8年度 壱岐市水道事業漏水調査業務

工事 (業務)
場 所

壱岐市内給水区域

長崎県壱岐市

工事数量総括表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
測量業務02					K0003
直接測量費	1	式			H20500
直接測量費(積上)	1	式			P10000
直接測量費(安全費対象)	1	式			P10001
作業計画					D0001
現場下見調査	160	km			D0002
戸別音聴調査	160	km			D0003
弁栓音聴調査	1,800	戸			D0004
路面音聴調査 昼間	160	km			D0005
路面音聴調査 夜間	130	km			D0006
監視型漏水調査機器設置	30	km			D0007
監視型漏水調査感知巡回調査	5	基			D0008
監視型漏水機器撤去	5	基			D0009
漏水確認調査	5	基			D0012
随時特定調査	160	km			D0013
報告書作成	100	箇所			D0014
直接経費	160	km			H20600
旅費交通費	1	式			H20760
旅費交通費(安全費対象外)	1	式			H20701
	1	式			

令和8年度 沓崎市水道事業漏水調査業務 仕様書

1. (適用範囲)

この仕様書は、沓崎市水道事業漏水調査業務に適用し、業務の円滑な進捗を図る為に、必要な事項を定めることにより、適正な契約の履行を確保するものである。

2. (法令等の遵守)

受注者は、当該業務に関する法令、条例、規則等を遵守する。

3. (業務責任者)

受注者は、漏水調査業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。

- (1) 業務責任者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (2) 業務責任者は、漏水調査業務の履行にあたり、4. (調査技術者) に規定する調査技師の資格保有者でなければならない。
- (3) 受注者又は業務責任者は、漏水調査業務の実施に際しては、漏水調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

4. (調査技術者)

漏水調査業務に従事する技術者は、次の各号に定める職務内容と実務経験を有する者でなければならない。

- (1) 調査技師は、漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の統括・計画・立案・指導を行い、実務経験年数を7年以上有する者。
- (2) 調査助手は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験年数を3年以上有する者。
- (3) 調査補助員は、漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験年数を1年以上有する者。

5. (業務内容)

本業務の内容は、次の通りとする。

1) 作業計画	160.0km
2) 現場下見調査	160.0km
3) 戸別音聴調査	1,800.0戸
4) 弁栓音聴調査	160.0km
5) 路面音聴調査 (昼間)	130.0km
6) 路面音聴調査 (夜間)	30.0km
7) 監視型漏水調査	5.0基
8) 漏水確認調査	160.0km
9) 随時特定調査	100.0箇所
10) 報告書作成	160.0km

6. (実施要領)

本業務の実施要領は、次の通りとする。

(1) 作業計画

1) 調査対象区域の概要を十分に把握したうえで、必要に応じて監督職員と協議し、業務推移の具体的計画を検討し、作業計画書を提出する。

2) 作業計画書には下記事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・作業計画(実施工程、調査方法等)

- ・安全計画(保安対策等)
- ・使用機器(名称、型式、規格等)
- ・現場組織(職務分担、緊急連絡体制等)
- ・調査技術者名簿
- ・調査技術者経歴書
- ・漏水調査技術資格認定書(写し等)

(2)現場下見調査

- 1) 配布する図面により、給・配水管及び消火栓・仕切弁・止水栓等の位置を確認するものとする。
- 2) 調査の結果、不明確な点があれば監督職員に報告し、指示を受け再度確認するものとする。

(3)戸別音聴調査

- 1) 各戸の止水栓・副止水栓及び量水器までの調査をデシベル表示型漏水検出器(アクアモニター)で実施する。但し、調査時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2) 調査の結果、不明確な箇所は漏水検知器を使用して再度調査する。
- 3) 宅地内に立ち入るときは、かならず発注者から交付された身分証明書を携帯し、家人の了解を得たうえで調査すること。

(4)弁栓音聴調査

- 1) 配水施設の仕切弁・空気弁・消火栓等に対してデシベル表示型漏水検出器(アクアモニター)を使用し判断する。
- 2) 調査の結果、不明確な箇所は漏水探知器を使用して再度調査する。

(5)路面音聴調査

- 1) 路面音聴調査は交通量、使用水量が減少する時間帯に調査すること。
- 2) 路面音聴調査は漏水探知器等を使用し、見落としのないよう十分留意のうえ調査するものとする。

(6)監視型調査

- 1) 国道横断・漏水多発路線については、消火栓等にハイドロピックを設置して、無線式水中音同時相関器により、10日間以上連続して調査し、音圧及び周波数を測定、相関機能により漏水地点を特定するものとする。また、無線式水中音同時相関のデータ・音圧及び周波数のデータを提出することとする。

(7)漏水確認調査

- 1) 音聴調査完了後、漏水発見箇所を確認し、不確実と思われる箇所については、ボーリングにより確認するものとする。
- 2) 地下に電力・NTTケーブル等の埋設物が有り、ボーリングに適さない箇所、及び漏水音が捕捉されても漏水箇所の特定ができないものについては、無線式水中音同時相関器及びHe透過式漏水検知器を併用するものとする。
- 3) 路面上及び河川等に流水し、漏水に違いないと判断されるものについては、He透過式漏水検知器を使用するものとする。且つ、微妙な漏水をピンポイントで探知すること、及び確認を容易にするため、量水器及び消火栓等からヘリウム混合水を注入し、漏水箇所1箇所以上を、He透過式漏水検知器で探知しなければならないものとする。
- 4) 管路が不明な場所については、樹脂管漏水・配管路探索機とトランソンドを併用するものとする。
- 5) 漏水発見箇所毎に平面図を作成し、漏水箇所を記入のうえ、場所別に分けて漏水箇所を区分し、後日整理して報告書を提出するものとする。

(8) 随時特定調査

- 1) 履行期間内は、市内全区域で発注者の要請により、漏水箇所の特定を行う。
- 2) 平日昼間以外でも緊急を要する場合には、調査を実施しなければならないものとする。
- 3) 随時特定調査の緊急対応は、原則として2時間以内に現地で準備態勢をとり実施する。
- 4) 離島などの特殊な調査は、監督職員と協議の上、対応日時を決める。

(9) 報告書作成

- 1) 本調査の結果について、10. (成果品) に基づいて整理し、報告書としてまとめること。

7. (調査時間)

昼間での調査は原則午前9時～午後5時、夜間は原則午後10時～翌午前5時の間で行うものとする。

8. (調査体制)

調査体制は原則1名1班の1班編成とする。また、漏水調査にあたる1班の体制は、調査助手以上で行うこと。調査員の交替については、監督職員の承認を得て行うこと。業務の進捗状況等により班編成を増員する場合は、監督職員と協議の上、決定すること。

- (1) 調査機器は本市漏水調査業務を行える機器並びに消耗品等を一式揃えておくこと。また、計器類は毎日点検を行い、完全に整備されたものを使用しなければならない。
- (2) 調査員は発注者から交付された身分証明書を常時携帯し、業務に従事すること。
- (3) 履行期間中、常時連絡が取れるよう、携帯電話を携帯しなければならない。

9. (安全等の確保)

本業務における安全管理に関する一般事項

- (1) 各現場において、近隣住民に迷惑をかけないように注意すると共に、事故防止に万全の対策を講ずるものとする。
- (2) 作業中は、交通の障害にならないように注意し、作業車については、受注者が責任をもって所定の場所、及び駐車場等に駐車するものとする。
- (3) 夜間作業を行うときは、蛍光塗料のついた反射チョッキを必ず着用するものとする。
- (4) 確認調査については、地下の埋設物に十分注意して行き、ボーリング等で損傷した場合は、速やかにその旨を監督職員に報告し、適切な処置をとらなければならない。

10. (業務の変更)

本業務の履行中に業務内容を変更する場合がある。

- (1) 発注者及び受注者の都合により、漏水調査の内容等について、疑義がある場合、双方協議のうえ業務内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 上記に伴い、請負額に変更が生じる場合の変更額の算出方法は、発注者の設計基準に従うものとする。

11. (成果品)

(1) 作業日報

受注者は、作業日報を毎日（作業を行っていない土日祝日は除く）作成し、翌営業日に監督職員へ提出すること。

(2) 漏水調査票

受注者は、漏水箇所が確定した場合は、速やかに漏水調査票（漏水位置確定表、宅内漏水報告書）を作成し、監督職員へ提出すること。

(3) 漏水調査報告書等

受注者は、漏水調査業務が完了した時は、漏水調査結果の集計・分析を行い、業務報告書を作成し、次の各号の書類を添付して発注者に提出すること。報告書には、今後の漏水防

止対策指針を打ち出すこととし、業務報告書の作成内容については、事前に監督職員と十分協議を行うこと。なお、提出部数は業務報告書1部、業務報告書（概要版）3部、電子データ（PDF形式）1式とする。

- ① 業務報告書
 - ② 調査状況写真
 - ③ 漏水調査工程表（実施）
 - ④ 漏水位置図
 - ⑤ 漏水調査票（漏水位置確定表、宅内漏水報告書）一覧表
- また、業務報告書には下記の事項を記載するものとする。

- ① 調査概要
- ② 調査方法
- ③ 調査結果
- ④ 結果の集計・分析
- ⑤ 考察

12. (その他の事項)

本仕様書及び設計書・図面等に明示がなく、調査上必要欠くことのできない材料等は、受注者が負担するものとする。

13. (疑義の解決)

本仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。